



# 三重県公報

平成29年4月18日（火）

第 2895 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
46	政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 情 報 公 開 課 )	2
47	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則	( 地 域 福 祉 課 )	2
<b>告 示</b>			
284	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	( 福 利 厚 生 課 )	3
285	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部を改正する告示	( 同 )	3
<b>公 安 委 告 示</b>			
48	機械警備業務管理者講習の実施	( 公 安 委 員 会 )	3
49	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	平成29年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務感染症対策課)	5
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	6
	土地改良区役員の就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	6
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	7
<b>正 誤</b>			
	平成29年3月28日付け三重県公報号外	( 人 事 委 員 会 )	7

規 則

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年四月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十六号

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中

Table with 5 rows and 3 columns. The first column contains '分離課税' (Separate taxation). The second column lists income types: '短期譲渡所得', '長期譲渡所得', '株式等の事業、譲渡及び雑所得', '上場株式等の配当所得', '先物取引の事業、譲渡及び雑所得'. The third column is empty. A vertical line is on the right with the character 'を' (wo).

Table with 6 rows and 3 columns. The first column contains '分離課税' (Separate taxation). The second column lists income types: '短期譲渡所得', '長期譲渡所得', '一般株式等の事業、譲渡及び雑所得', '上場株式等の事業、譲渡及び雑所得', '上場株式等の利子及び配当所得', '先物取引の事業、譲渡及び雑所得'. The third column is empty. A vertical line is on the right with the text 'に改める。' (ni kaerimeru).

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の第三号様式の規定は、この規則の施行の日以後に作成することとなる政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年三重県条例第四十八号）第三条の所得等報告書から適用する。

三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年四月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十七号

三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則
三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例施行規則（平成十一年三重県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第一の表第四号の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第二号様式（その一）中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 284 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4 月 18 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用します。

平成 29 年 4 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「		「																																																	
表中	を	を	に改める。																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">4,688 円</td><td style="text-align: center;">13,207 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,173 円</td><td style="text-align: center;">13,207 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,721 円</td><td style="text-align: center;">13,589 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,139 円</td><td style="text-align: center;">16,312 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,571 円</td><td style="text-align: center;">18,803 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,750 円</td><td style="text-align: center;">21,355 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,865 円</td><td style="text-align: center;">23,924 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,738 円</td><td style="text-align: center;">25,214 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,057 円</td><td style="text-align: center;">24,747 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,916 円</td><td style="text-align: center;">19,935 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">15,579 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,930 円</td><td style="text-align: center;">13,207 円</td></tr> </table>	4,688 円	13,207 円	5,173 円	13,207 円	5,721 円	13,589 円	6,139 円	16,312 円	6,571 円	18,803 円	6,750 円	21,355 円	6,865 円	23,924 円	6,738 円	25,214 円	6,057 円	24,747 円	4,916 円	19,935 円	3,930 円	15,579 円	3,930 円	13,207 円		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">4,751 円</td><td style="text-align: center;">13,287 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,333 円</td><td style="text-align: center;">13,287 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,894 円</td><td style="text-align: center;">13,958 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,233 円</td><td style="text-align: center;">16,456 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,654 円</td><td style="text-align: center;">19,157 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,893 円</td><td style="text-align: center;">21,279 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7,031 円</td><td style="text-align: center;">24,269 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,792 円</td><td style="text-align: center;">25,630 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,191 円</td><td style="text-align: center;">24,976 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,009 円</td><td style="text-align: center;">20,297 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,920 円</td><td style="text-align: center;">15,558 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,920 円</td><td style="text-align: center;">13,287 円</td></tr> </table>	4,751 円	13,287 円	5,333 円	13,287 円	5,894 円	13,958 円	6,233 円	16,456 円	6,654 円	19,157 円	6,893 円	21,279 円	7,031 円	24,269 円	6,792 円	25,630 円	6,191 円	24,976 円	5,009 円	20,297 円	3,920 円	15,558 円	3,920 円	13,287 円	
4,688 円	13,207 円																																																		
5,173 円	13,207 円																																																		
5,721 円	13,589 円																																																		
6,139 円	16,312 円																																																		
6,571 円	18,803 円																																																		
6,750 円	21,355 円																																																		
6,865 円	23,924 円																																																		
6,738 円	25,214 円																																																		
6,057 円	24,747 円																																																		
4,916 円	19,935 円																																																		
3,930 円	15,579 円																																																		
3,930 円	13,207 円																																																		
4,751 円	13,287 円																																																		
5,333 円	13,287 円																																																		
5,894 円	13,958 円																																																		
6,233 円	16,456 円																																																		
6,654 円	19,157 円																																																		
6,893 円	21,279 円																																																		
7,031 円	24,269 円																																																		
6,792 円	25,630 円																																																		
6,191 円	24,976 円																																																		
5,009 円	20,297 円																																																		
3,920 円	15,558 円																																																		
3,920 円	13,287 円																																																		
」		」																																																	

**三重県告示第 285 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4 月 18 日以後の期間に係る介護補償について適用します。

平成 29 年 4 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「104,950 円」を「105,130 円」に、「57,030 円」を「57,110 円」に、「52,480 円」を「52,570 円」に、「28,520 円」を「28,560 円」に改める。

**公 安 委 告 示**

**三重県公安委員会告示 48 号**

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 18 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

**1 実施期日及び実施場所**

- (1) 実施期日  
平成 29 年 5 月 22 日（月）及び同月 24 日（水）から同月 26 日（金）まで
- (2) 実施場所  
三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

2 受講定員

30人

3 受講申込手続等

(1) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受講申込書の受付期間

平成29年4月25日（火）から同月28日（金）までの午前9時から午後5時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

講習規則別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書 1通（写真（申込書提出の日前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付したもの）

4 講習受付時間

講習の受付時間は、講習初日の午前8時45分から午前9時までとします。

5 講習手数料

講習手数料38,000円を三重県収入証紙により、講習受講申込書の提出時に納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習業務の委託

講習は、三重県津市栄町2丁目18番2号所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

7 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講者は、筆記用具を持参してください。

(3) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

---

三重県公安委員会告示第49号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成29年4月18日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 審査の種類及び実施期日

(1) 普通自動車免許技能検定員審査

平成29年7月25日（火）及び同月26日（水）の2日間

(2) 普通自動車免許教習指導員審査

平成29年6月26日（月）から同月28日（水）までの3日間

2 実施場所

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請書の受付期間

ア 普通自動車免許技能検定員審査

平成29年7月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時までの間

イ 普通自動車免許教習指導員審査

平成29年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間

(2) 申請書の配布場所及び提出先

三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係

(3) 申請方法

申請書に所定の事項を記載し、必要な書類を添えて提出してください。

なお、提出書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 内線 432・433）へ問い合わせてください。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による平成 29 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成 29 年 4 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時

平成 29 年 8 月 6 日（日） 午後 1 時から午後 3 時まで

2 試験の場所

津市北河路町 19-1

津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 学科試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本及び副本各 1 部 計 2 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 申込用紙の交付

ア 窓口交付期間

平成 29 年 5 月 22 日（月）から同年 6 月 9 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県健康福祉部薬務感染症対策課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県健康福祉部薬務感染症対策課

(4) 受験申込書の受付期間

平成29年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、平成29年6月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成29年9月1日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年4月18日

三重県知事 鈴木英敬

1 調査を行った者の名称

紀宝町

2 調査を行った期間

平成26年3月から平成28年6月まで

3 成果の名称

紀宝町（鶴殿①）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

紀宝町鶴殿地内

5 認証年月日

平成29年4月6日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成29年4月18日

三重県知事 鈴木英敬

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

就任理事

鈴鹿市若松北二丁目6番19号

間崎孝至

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成29年4月18日

三重県知事 鈴木英敬

宮古土地改良区（度会郡玉城町宮古1550）

退任理事

度会郡玉城町宮古1260

村木城士

〃 〃 〃 757-1

大西裕

〃 〃 〃 1346-1

中井和栄

〃 〃 〃 1534

世古武一

## 退任監事

度会郡玉城町宮古 13  
 " " " 1287

浦野昇治  
 福本学

## 就任理事

度会郡玉城町宮古 13  
 " " " 1534  
 " " " 1436  
 " " " 1294  
 " " " 757-1

浦野昇治  
 世古武一  
 松葉茂樹  
 村木慎一  
 大西裕

## 就任監事

度会郡玉城町宮古 1264  
 " " " 1287

村木勉  
 福本学

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 18 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業期間  
平成 29 年 4 月 20 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
尾鷲市、熊野市、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

## 正 誤

平成 29 年 3 月 28 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県人事委員会規則 7-6（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
36	下から 7	△既給額を△××××××××	△既給額を△××××××××

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>